

## お知らせ コーナー

### ◎日本水難救済会会員の募集

日本水難救済会では、会員（二号正会員又は賛助会員）となって本会の事業を支援していただける方々を募集しています。

二号正会員資格は、本会の事業目的に賛同して

年会費 一口一万円（一口以上）を納付された方で、会員になりますと、総会に出席することにより当会事業に参画もできま

ず。  
賛助会員は、金品を寄付することにより本会の事業に貢献いただくもので、寄付された方は、法人税・所得税の控除を受けられる特典があります。

希望される方は、当会に連絡いただければ、入会申込書をお送りしますので、必要事項を記入してお申し込み下さい。

### ◎表彰事案の上申について

本号に表彰規則の一部改正を掲載しましたが、当会の名誉総裁表彰や会長表彰は、同規則に基づき、詳細な資料が添付された地方組織の長の申請があつてはじめて、表彰事案の審査を行います。

特に、個々の海難出動事案については、本会の担当が出動報告を見ることがよつて、ある程度の概要は把握できますが、表彰規則による表彰事案に該当するかどうかまでは判断するのは困難です。

従つて、各地方組織の事務局にあつては、そのような観点で海難出動事案のチェックを改めてお願いするとともに、迷われた場合は、本会の担当に相談して下さい。

### ◎すいきゅうニュース

#### 「投稿の泉」の新設について

今回の号から、全国の救難所などからの投稿を掲載するページとして、「投稿の泉」を新設しました。今回は、千葉県特集のようになりましたが、海難出動時のトピックスや参考となる事項、本誌で紹介したい事

項など、個人・団体を問わず、いつでも受け付けます。途切れないように続けたいと思いますので、奮つて応募して頂きたいと思ひます。

特に、救助現場での写真撮影は大変だと思ひますが、海難救助時の写真は殆どない状況であり、その鮮明度の如何に拘わらず、可能な限り記事付きで掲載又は他の広報機会に活用したいと思ひますのでよろしくお願ひします。

### ◎個人情報の保護への取り組みについて

個人情報の保護に関する法律（平成十五年法律第五十七号）が本年の四月一日に施行されましたが、当会は同法に規定する個人情報取扱事業者（個人データ五千人分超を保有）に該当することから、同法に基づく義務を果たすことが求められています。

このため、当会では同法や国土交通省所管分野における個人情報保護に関するガイドライン（平成十六年同省告示）などに基つぎ、部内規程「個人情報管理取扱規則」を新たに設け、その中で、当会の保有して